

新たな農地制度の概要

- 1 農地法の目的が自作農主義から農地の確保と有効利用を図るための権利移動の促進等に変更されました。**(農地法第1条)**
- 2 農地の所有権、賃借権等を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用しなければならない旨の責務規定が設けられました。**(農地法第2条の2)**
- 3 遺産相続等により農地法の許可を要さないで権利を取得した場合は、農業委員会に届出が必要となり、届出をしなかった場合は10万円以下の過料が課せられるようになりました。**(農地法第3条の3)**
- 4 農地の転用規制が強化され、これまで許可不要であった学校、病院等の公共施設への転用も許可の対象となりました。**(農地法第4条、第5条)**
- 5 違反転用に対する罰則が強化され次のようになりました。**(農地法51条)**
 - ・ 違反転用に対しての罰金が、法人は1億円以下、個人は300万円以下
 - ・ 原状回復命令違反では、法人は1億円以下、個人は300万円以下の罰金又は3年以下の懲役に強化されました。
 - ・
- 6 農地の貸借を促進するため、一定の条件を満たす農業生産法人以外の法人等も農地を借りられるようになりました。**(農地法第3条)**
- 7 農地の賃貸借の期間が20年から50年以内まで設定が可能となり、借地において果樹等の栽培が可能となりました。**(農地法第19条)**
- 8 新たに市町村段階の「農地利用集積円滑化団体」が制度化され、市町村、公社、農協等が農地の所有者から委任を受けて売買・賃借権の設定等の業務を行うことが出来るようになりました。**(農業経営基盤強化促進法第4条)**
- 9 標準小作料制度が廃止され、農業委員会が地域における実勢の賃借料の情報を提供することになりました。**(農地法第52号)**
- 10 担い手が不足する地域において、農協が自ら農業経営を行い地域農業の維持に寄与できるようになりました。**(農業協同組合法第11条の31)**
- 11 遊休農地を有効に活用する対策が充実され、遊休農地の所在の明確化を図り、農業委員会が遊休農地の所有者に対し、指導・通知・公告・勧告等を一貫して行うようになりました。**(農地法第30条～第44条)**